

① 発見

担任 ← (教科担任・部活動顧問・養護教諭 等)

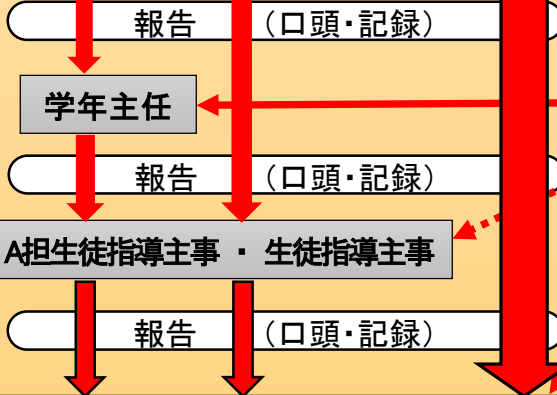
- いじめの現場を発見
- 本人からの訴え(アンケート・生活の記録 等)
- 本人の保護者からの訴え
- 上記以外からの情報提供

② 聞き取り

複数の職員で対応

- ※マネジメント: 教頭やA担任指導主事
 - ※実際の指示: 生徒指導主事
 - 関係者から丁寧に話を聞く。
 - できる限り多くの情報を得る。
 - 聞き取り内容(いつ・どこで・誰が・何を・どのように等)を明確に定めておく。
- 【聞き取りの際の注意事項】
- ・児童生徒が安心して話せる人や場所に配慮する。
 - ・関係者からの情報に食い違いがないかを確認する。
 - ・情報提供者についての秘密を厳守し、報復等が起こらないよう細心の注意を払う。
 - ・聞き取った内容は、記録として残す。

③ 報告・共有



記録にて報告

報告・相談

市町村教育委員会
警察署
子ども相談センター 等

招集

④ 組織対応 学校いじめ防止対策委員会

報告・情報の整理・共有
対応方針の決定

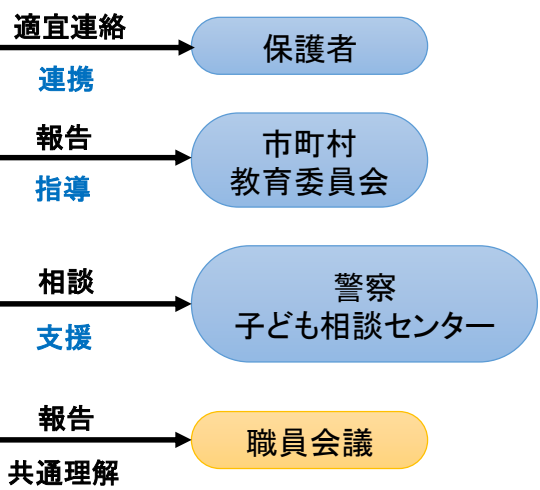
指導・対応者編成
事案の状況により、対応者の決定
(担任・学年主任・生徒指導主事・養護教諭 等)

- メンバー
- ・校長・教頭・A担任指導主事・教務主任・生徒指導主事・当該学年主任・当該担任・教育相談担当教諭・養護教諭・学校応援団本部長・スクールソーシャルワーカー等

- 初期の組織対応
- (1)情報の整理と共有
 - ・いじめの態様
 - ・聞き取り状況 等
 - (2)対応方針の決定
 - ・本人のケア
 - ・関係者への指導 等

助言

- 【外部専門家】
- ・スクールカウンセラー
 - ・弁護士・医師
 - ・警察官経験者 等



いじめ解消に向けた指導・見届けの継続

・当事者のケア・関係者への指導 等